

徳島県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3		志度山川	阿波市阿波町元町二六一番一 地先から 同 番一 地先まで 三二七		旧	一〇・三丁一三・五	五・七
同			新			一二・六丁一三・五	五・七